

「しまね住宅総合相談員」及び「島根県被災住宅応急復旧相談員」の新規募集のお知らせ

主催 一般財団法人島根県建築住宅センター / 後援 島根県

近年、住宅の耐震化や省エネルギー化などの要求が高まる中で、バリアフリー化も含めた幅広い相談対応が求められています。

このような県民のニーズに応えるため、当財団では平成25年4月から「しまね住宅総合相談員登録制度」を創設し、指定講習を受講され、希望される方を「しまね住宅総合相談員」として登録し、名簿を財団ホームページに公開しています。令和4年9月1日現在、293名の方が相談員として登録されています。

今年度の指定講習は、（一社）住宅リフォーム推進協議会から講師をお招きし、断熱改修をメインテーマに講演いただく予定となっております。

また、令和2年12月に創設の「島根県被災住宅応急復旧相談員」登録のための「応急復旧講習会」も併せて実施します。

しまねの住まいづくりに携わられる多くの専門家の皆様に受講いただき、「しまね住宅総合相談員」に登録いただきますようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、Z o o mによるオンライン講習（会場内）に切り替えさせていただきますので、ご了承ください。

■ 開催日時及び場所等

<松江会場> 令和4年11月18日（金） 島根県民会館 3階大会議室（松江市殿町158） 【定員 90名】
<浜田会場> 令和4年11月22日（火） いわみーる 401・402研修室（浜田市野原町1826-1） 【定員 70名】

講 習 名	開催時間（受付12時00分～）	費 用
しまね住宅総合相談員指定講習	12時30分～14時00分	5,000円
応急復旧講習会	14時15分～16時15分	無 料

■ 講習内容

【しまね住宅総合相談員指定講習】

- ・断熱改修をメインテーマとした講習（予定）

講師：住宅リフォーム推進協議会 指定講師

【応急復旧講習会】※島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第2条第四号に基づく講習会

- ・被災住宅の応急復旧体制及び島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度について
- ・風水害等による被災住宅の応急復旧について

講師：県建築住宅課担当者

■ 申込方法 受講申込書（裏面）に必要事項を記載の上、FAXまたはメールでお申し込みください。

- ・各会場とも受講は先着順とさせていただきます。

- ・定員に達した場合は、受講申込みの受付を終了いたします。

※定員に達している等により受講の受け入れができない場合は、電話でその旨を連絡いたします。

【しまね住宅総合相談員指定講習】を受講される方は、事前に新規相談員登録料 5,000円を下記口座へお振込みください。

★振込先 山陰合同銀行 県庁支店 普通口座 2062714 一般財団法人島根県建築住宅センター

※振込手数料は貴殿のご負担をお願いします。

※お振込みをもってお申込み完了となります。

金融機関の払込受領書または払込完了画面をもって領収書に代えさせていただきます。

■ 申 込 先 一般財団法人島根県建築住宅センター

TEL：0852-26-4577 FAX：0852-25-9581

E-mail：info@shimane-bhc.or.jp

■ 申込期限 令和4年10月17日（月）

- そ の 他 (1) 受講修了者には、当日受講修了証を交付しますので、運転免許証等、本人確認ができるものをご持参ください。
- (2) 受講にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスクの着用をお願いします。
- (3) CPD（継続能力開発）制度認定研修です。

しまね住宅総合相談員指定講習：1単位 / 応急復旧講習会：2単位

しまね住宅総合相談員（新規）指定講習及び応急復旧講習会 受講申込書

希望会場	希望会場に☑印をしてください。 ☐ 松江会場【11月18日(金)】 ☐ 浜田会場【11月22日(火)】	
希望講習	希望講習に☑印をしてください。 ※両方またはどちらかみの受講も可能です。 ☐ しまね住宅総合相談員指定講習 ☐ 応急復旧講習会	
ふりがな		CPD番号
申込者氏名	-----	
E-mail		
自宅住所	〒 TEL () - -	
所有資格等	該当するものに☑印をしてください。(※1) ☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ 1級建築施工管理技士 ☐ 2級建築施工管理技士 ☐ 1級電気工事施工管理技士 ☐ 2級電気工事施工管理技士 ☐ 1級管工事施工管理技士 ☐ 2級管工事施工管理技士 ☐ その他知事が認める者(※2)	
勤務先について	名称： 住所：〒 TEL () - -	

(※1) 島根県被災住宅応急復旧相談員登録要件(島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項)
次の各号に該当する者であること。

- 1 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による建築士、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の規定による技術検定(建設業法施行令第34条の規定による検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。)に合格した者又はその他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者(※2)であること。
- 2 応急復旧講習会の受講修了者であること。
- 3 応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。

(※2) その他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者とは、次の各号に該当する者である。

- 1 島根県建築住宅施策推進協議会の構成団体に所属する事業所に勤務する者であって、5年以上の建築に関する業務(営業職を含む。)の経験を有する者。
- 2 一般財団法人島根県建築住宅センター理事長がしまね住宅総合相談員として登録した者。

【会場案内図】

島根県民会館へのアクセスマップ



浜田いわみーるへのアクセスマップ

